

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県公共用地先行取得資金の貸付等に関する規則

規 則

鳥取県公共用地先行取得資金の貸付等に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

鳥取県公共用地先行取得資金の貸付等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、公共用地の先行取得を促進するた

め、市町村等に対して、貸付金の貸付及び補助金の交付を行ない、もつて都市計画事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「市町村等」とは、市町村又は市町村が出捐する公益法人である開発公社(これに類する公益法人を含む。)をいう。

2 この規則において「公共用地の先行取得」とは、知事が執行する都市計画事業の実施に必要な土地を市町村等が当該事業の実施年度に先行する年度において取得することという。

3 この規則において「貸付金」とは、公共用地の先行取得に係る土地の所有者又は当該土地に関して地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者に対して支払う資金として、知事が市町村等に対して貸し付けるものをいう。

4 この規則において「補助金」とは、公共用地の先行

取得に関する事務に要する経費を補助するため、知事が市町村等に対して交付する補助金をいう。

(貸付等)

第三条 知事は、公共用地の先行取得を行なう市町村等に対して、予算の範囲内において貸付金の貸付及び補助金の交付を行なうことができる。

(貸付等の限度)

第四条 貸付金の貸付の限度は、貸付の対象となる事業費に二分の一を乗じて得た額とする。ただし、知事が必要があるときは、別にこれを定めることができる。

2 補助金の交付の限度は、貸付金に百分の四の乗じて得た額とする。

(償還期限)

第五条 貸付金及びその利息の償還期限は、公共用地の先行取得により取得した土地がその取得の目的である都市計画事業の用に供される年度の末日とする。

(利率)

第六条 貸付金の利率は、年六分五厘とする。

(保証人)

第七条 知事は、市町村が出捐する公益法人である開発公社(これに類する公益法人を含む。)に対して貸付金を貸し付ける場合においては、貸付を受ける公益法人をして、当該出捐に係る市町村を連帯保証人として立てさせるものとする。

(他の規則の準用)

第八条 鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第三十二号)第二章から第四章まで(ただし、第十四条を除く。)及び第二十六条の規定は、貸付金の貸付及び補助金の交付について準用する。

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の下欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替え、その様式は別記様式のとおりとする。

第五条各号列記以外の部分
第五条第一号
第八条第一項
第十三条
第十八条及び第十九条第一項
第二十一条各号列記以外の部分

補助金等交付申請書
事業計画書
補助金等の交付決定通知書
補助事業等着手届
補助事業等実績報告書
交付の請求をしようとするときは、

公共用地先行取得資金貸付等申請書
公共用地先行取得事業計画書
公共用地先行取得資金貸付等決定通知書
公共用地先行取得事業着手届
公共用地先行取得事業実績報告書
交付の請求をしようとするときは、公共用地先行取得資金借用証書及び

(書類の経由等)

第九条 知事は、この規則に基づき申請書等の書類を提出させようとするときは、正副二通を所轄土木出張所

長を経由して提出させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

その一

昭和 年 月 日

申請人住所

名称

代表者

連帯保証人住所

00845

鳥取県知事

殿

名称 代表者

印

公共用地先行取得資金貸付等申請書

昭和 年度において、標記資金の貸付及び補助金の交付を下記のとおり受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

(1) 貸付金	申請額		(4) 公共用地の先行取得を必要とする理由	公共用地先行取得事業計画書
	利率	年六分五厘		
(2) 補助金交付申請額	償還期限		(5) 添付書類	事業計画を表示する図面 (一) 原平面図及び縮尺 1/600 (求積平面図) 収支予算書
	名 称			
(3) 都市計画業	名 称		昭和 年 月 日建設省告示第 号	昭和 年度昭和 年度昭和 年度 割 分 割 分 割 分
	簡 所 名			
	路 線 番 号、 路 線 決 定 年 月 番 号 執行年度割			

00846

その二

公共用地先行取得事業計画書

図面対 象番号	所 在 地		地 目	地 積	固定資産 評価価格	買収金額		所有権者等		買 収 完 了 予 定 年 月 日	摘 要
	市町村	町、字、地番				単価	金額	住 所	氏名		

その三

鳥取県指令受管 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

印

住 所

名 称

代表者

殿

公共用地先行取得資金貸付等決定通知書

昭和 年 月 日 号で申請のあった公共用地先行取得資金の貸付及び補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知する。

記

- (1) 貸付金額
- (2) 貸付金の利率 年六分五厘
- (3) 貸付金の償還期限
- (4) 補助金額

その四
昭和 年 月 日

住所

名称

代表者

㊦

鳥取県知事

殿

公共用地先行取得事業着手届

昭和 年 月 日鳥取県指令受管 第 号をもって貸付等の決定通知のあった下記事業に着手したので
お届けします。

記

(1) 都市計画事業	名	称
	箇所名	箇所名
	路線名、路線番号	

(2) 着手年月日	
(3) 完了予定年月日	

その五
昭和 年 月 日

住所

名称

代表者

㊦

鳥取県知事

殿

公共用地先行取得事業実績報告書

昭和 年 月 日鳥取県指令受管 第 号をもって貸付等の決定通知のあった公共用地先行取得事業が
完了しましたので、その実績を下記のとおり報告します。

記

(1) 都市計画事業	名	称	(2) 貸付金	決 定 額
	箇所名	箇所名		借入済額
	路線名、路線番号		償還期限	
(3) 補助金	決定額		(4) 事業着手年月日	
	額金(概算)払額		(5) 事業完了年月日	

00849

(6) 公共用地先行取得事業の成果

図面村 番号	所在地		地目	地積	固定資産 評価価格	買収金額 単価	金額	所有者等 住所	氏名	買収完了 年月日	摘要
	市町村	町、字									

(7) 補助金の使途明細

款項	目	支出額 円	各目金額		附記
			金額	円	
1 何々	1 何々		1 何々		
			2 何々		
	2 何々		1 何々		
			2 何々		

00850

支出合計				
------	--	--	--	--

その六
公共用地先行取得資金借用証書
一金 円也

上記金額を鳥取県公共用地先行取得資金の貸付等に関する規則（及び貸付金の貸付等の決定条件）を承知のうえ、下記の条項により借用しました。

記

(1) 用途	右都市計画事業に当 の用地取得費に当 充	名称	
		箇所名	
		路線名、路線番号	
(2) 借入金の利率	年六分五厘		
(3) 元利金の償還期限			
(4) 元利金の支払場所	鳥取県金庫		

昭和 年 月 日
借受人住所

鳥取県知事

殿

連帯保証人住所

名称

代表者

名称

代表者

㊤

㊤

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月極 一〇円 (送料共)] 県